

平成24年10月31日

中央社会保険医療協議会
医療機関等における消費税負担に関する分科会
分科会長 田中 滋 殿

社会保険医療に対する消費税の課税のあり方に関する検討の場設置
に関する意見と要望

診療側委員

今村 聡

鈴木 邦彦

西澤 寛俊

伊藤 伸一

堀 憲郎

森 昌平

このたび成立した消費税増税法(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律・第7条第一号ト)では、「医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討する」とされています。これについて、当面、本分科会がその検討の場であるとの認識が事務局より示されました。しかし、本分科会の設置目的は、「診療報酬における消費税の取扱い」を検証することが主なものです。委員のなかに税の専門家が極めて少ないにもかかわらず、多くの委員から、課税のあり方についても検討すべきとの意見が出されました。

中医協診療報酬調査専門組織の本来的使命に照らしてみますと、本分科会で税制のあり方について有効な結論を得ようとするのは難しいのではないかと思います。既に成立した上記法律の立法趣旨に則して、税制のあり方を議論するためには、税制の協議を目的とする、しかるべき新たな検討の場を設置する必要があり、その機関において、議論を行うべきと考えますので、下記の要望をいたします。

記

社会保険診療に対する消費税の課税のあり方について検討する場を、中央社会保険医療協議会とは別に設置すべきと考えます。

上記の案件を実現するため、本分科会において審議されたうえ、審議結果を分科会の総意としていただけますよう、お取り計らい願います。

以上